（別添２）

令和８年度奄美群島国立公園奄美大島地域におけるナイトツアーの高付加価値化推進業務仕様書

１．目　的

奄美群島国立公園は、「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海とシマ人の暮らし～」をテーマに、平成29年３月７日に国内34番目の国立公園として指定された。本公園では、豊かで多様な自然環境と固有で希少な動植物からなる生態系と、人と自然のかかわりから生まれた文化景観を楽しむことができる。

中でも世界自然遺産に登録されている奄美大島では、近年観光客数が増加しつつあり、生態系及び文化景観への影響を最小限に抑えるための実効性のある観光管理が急務となっている。特に、世界自然遺産地域及び緩衝地帯に含まれる市道三太郎線、市道スタル俣線及び市道石原栄間線周辺（以下、「三太郎線周辺」という。）では、ナイトツアー等による夜間の車両通行が増加しており、野生生物の生息地の撹乱や交通事故、密猟、混雑による利用体験の質の低下、周辺集落とのトラブルなど、様々な問題が発生している。

そこで、三太郎線周辺における夜間利用の実態やその影響等の把握、夜間利用ルール試行に向けた実証実験、地元住民や関係者との意見交換が行われた。これを踏まえ、関係する行政機関、地元町内会、エコツアーガイド、民間企業、NPOなどで構成される「奄美大島三太郎線周辺における夜間利用適正化連絡会議」（以下、「連絡会議」という。）により、夜間利用ルール（以下、「ルール」という。）の運用が令和３年10月より開始された。ルール運用開始から４年以上が経過し、三太郎線周辺では野生生物の交通事故抑制や利用満足度向上に一定の効果が見られているが、引き続き利用状況等をモニタリングし、順応的な観光管理を行っていく必要がある。また、夜間利用ルールの実効性を確保し、ルールの運用が地域経済にとっても持続可能なものとなるよう、運用体制を構築する必要がある。

本業務では、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産登録地域」である奄美大島の三太郎線周辺において、主要な自然体験アクティビティであるナイトツアーの高付加価値化を目的として、運用状況や三太郎線周辺等の利用状況等をモニタリングするとともに、地域住民や観光事業者等の関係者との合意形成を図りながら、利用ルールの見直しや運用体制の構築を図る。併せて、地域主体による観光モデルコースの検討を行う。これにより、唯一無二の貴重な自然環境の保全を前提としつつ、奄美大島へのインバウンド誘客を見据え、自然環境を活かした特別な感動体験の創出を目指す。

２．業務履行期限

令和９年３月31日

３．実施場所

鹿児島県奄美大島地域

４．業務内容

（１）事前打ち合わせ及び業務実施計画書の提出

本業務の開始に当たり、環境省奄美群島国立公園管理事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）と１回程度打合せを行う（１回当たり２時間程度、オンラインを想定）。また、契約締結後７日以内に、スケジュール、実施方法等を含めた「業務実施計画書」を作成し、環境省担当官の了解を得ること。

（２）予約システムの運用

ルールの予約管理等のための既存のオンラインシステムの運用を行う。運用にあたっては、環境省担当官と調整の上、必要に応じて運用方法等の改善を行うこと。

また、三太郎線周辺の夜間利用ルールに則り、地域住民向けの予約ページの開設作業を、ゴールデンウィーク期間、夏休み期間、年末年始の３回行う。併せて、同期間中、予約１枠あたりの通行台数を確認するための質問事項を予約ページに追加する。具体的な設定日については、環境省担当官と協議の上、決定すること。

（３）交通量のデータ収集

奄美群島国立公園管理事務所が市道三太郎線に設置している自動撮影カメラ６台について、１ヶ月に１回程度の点検を行い、電池及びメモリーカードの交換を行う。交換用の電池及びメモリーカードは環境省担当官が貸与し、回収した電池及びメモリーカードは速やかに環境省担当官に提出するものとする。なお、カメラに不具合がみられた場合、環境省担当官に連絡すること。また電池及びメモリーカードの消耗度合いを考慮し、環境省担当官と相談の上、点検頻度を変更できることとする。

（４）ルール運用状況の調査

三太郎線周辺における利用等の状況を把握するため、３日間１回、各日夜間３時間程度の現地調査を行う。調査内容としては、請負者において、夜間の通行車両の台数と種別確認の記録、利用者への意識調査等を２名程度で行うことを想定する。調査手法、調査項目等の詳細については、環境省担当官と協議し、決定すること。

（５）モニタリング結果分析

（４）により収集したデータ、及び環境省が提供する利用者調査のデータ（（３）から得られたデータを含む）を集計、分析し、その月毎の分析結果を毎

月、環境省担当官に報告する。また、年毎の分析結果等については、（７）の連絡会議内で報告することを想定する。

（６）住用地域におけるモデルコースの検討及び体験会の実施

（ア）モデルコースの検討

住用地域が主体となってルール運用に関与する仕組みを構築し、三太郎線におけるナイトツアーを、住用地域における地域振興へ繋げることを目的として、地域主体による高付加価値な観光モデルコースの検討を行う。モデルコースは、住用地域の自然・環境文化など地域資源の魅力について、地域住民自らが案内・解説するガイドツアーと、エコツアーガイドが実施するナイトツアーを組み合わせた構成とし、両者の役割分担や連携の在り方、実施体制の構築を意識した内容すること。モデルコースの検討にあたっては、地域住民やエコツアーガイド等の関係者を含めた対面での打合せを実施する（業務期間中に２回、各回２時間程度）。打合せ後は、10日以内に記録をまとめ、速やかに電子ファイルにて環境省担当官に提出すること。

（イ）モデルコース体験会の実施

（ア）において検討したモデルコースについて、実現性や満足度等を検証するため、体験会を実施する（１回、１日程度）。モデルコース体験会の参加者は、地域関係者、自治体職員及び観光関係者等とし、10名程度を想定する。体験会の実施にあたっては、地域住民２名及びエコツアーガイド２名に案内役を依頼し、実際の運営を想定した形での役割分担や進行方法についても検証を行うこと。また、国内において同様の取組を行っている有識者１名を招聘し、体験会の実施内容及び運営体制について専門的な助言を受けること。案内役及び有識者は環境省担当官と協議の上決定し、環境省規定に沿い謝金を支払うこと（日額謝金14,200円を想定）。有識者１名（沖縄県在住を想定）については「国家公務員等の旅費に関する法律」、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」及び「国家公務員等の旅費支給規程」に準じて旅費を支給するものとし、案内役（奄美大島在住を想定）への旅費の支払いは行わないものとする。なお、体験会の実施にあたり、参加者の保険代等に係る事務作業を実施すること。

（ウ）モデルコース体験会後のアンケートの実施

体験会の実施後には、モデルコースの魅力や課題点、観光商品として活用可能性、実施上の留意点等を把握するため、参加者を対象としたアンケート調査を実施すること。アンケートは、電子メール等を用いて配布・回収するものとする。また、アンケートの結果を踏まえ、モデルコースの改善点を整理するとともに、継続可能な実施体制案や、将来的な商品化に向けた仕組みづくりの具体的な提案を（８）報告書の中で行うこと。

（７）連絡会議の開催補助

（５）の分析結果等を踏まえ、連絡会議を１回２時間程度開催し、ルールの内

容や今後の自治体等を中心とした運用体制等について検討する。
　連絡会議の開催にあたっては、開催日の１週間前までに環境省担当官と調整のうえ説明資料（20頁、50部程度）の作成・印刷、会場の手配（奄美市内の無料施設を想定、会場規模は50人程度とする）、当日の準備、議事録の作成、連絡会議終了後の意見取りまとめ等を行うこと。議事録については、当該連絡会議の終了後10日以内に案を作成し、連絡会議構成員に確認依頼の上で、環境省担当官に提出すること。作成した議事録は、業務報告書に添付すること。

（８）報告書の作成
　（２）から（７）の結果をとりまとめ、報告書を作成すること。

５．成果物
（１）報告書（Ａ４判 50 頁程度）　12 部
（２）（１）に係る電子データを収納した電子媒体　２枚
報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。
提出場所：九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所住用事務室

６．著作権等の扱い
（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
（２）請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
（３）成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

７．情報セキュリティの確保
　請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。
（１）請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の

機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

（２）請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

（３）請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

（４）請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

（参考）環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

８．その他

（１）請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

（２）会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第６条第１項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

（３）本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和２年度並びに令和３・４・５・６年度奄美大島における夜間利用適正化推進業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和２年度並びに令和３・４・５・６年度奄美大島における夜間利用適正化推進業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所　国立公園課
(TEL:098-836-6400)

（別添）

１．報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料［Ａランク］のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html）を参考に適切な表示を行うこと。

２．電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

（１）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（２）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）

・プレゼンテーション資料；Microsoft社PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・画像；PNG 形式又は JPEG 形式

・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式　又は MPEG4 形式

（３）（２）による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。

（４）以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

（５）文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

３．その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。